

<愛西市①>

要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び訓練実施の結果報告について

更新日：2021年5月26日

1 要配慮者利用施設の避難確保計画、訓練実施計画の提出について

平成29年6月19日に「水防法」が改正され、水防法第15条の3に基づき、愛西市地域防災計画に定められた洪水等の浸水想定区域内の要配慮者利用施設の所有者または管理者に対し、避難確保計画の作成、市長への報告及び避難訓練の実施などが義務付けられました。

また、津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項に基づき、令和元年7月30日には愛知県知事が本市を津波災害警戒区域として指定する旨の公示を行いました。津波防災地域づくりに関する法律第71条に基づき、津波災害警戒区域内の避難促進施設(要配慮者利用施設)の所有者または管理者に対しても、同様に避難確保計画の作成、市長への報告及び避難訓練の実施が義務付けられました。

つきましては、要配慮者利用施設の管理者等におかれましては、本ページに掲載されている資料を参考に、各施設の実態に応じた「避難確保計画」を作成し、提出してください。

また、訓練実施の結果報告につきましては、毎年度訓練実施後に提出してください。

要配慮者利用施設等における避難確保計画の作成促進

洪水等の浸水想定区域内または津波災害警戒区域内の要配慮者利用施設で、愛西市地域防災計画に定められている施設を対象に、避難確保計画の作成及び、避難訓練実施の結果報告を求めることを周知。

要配慮者利用施設等における避難確保計画の作成及び訓練実施の結果報告について(愛西市webサイト)

ハザードマップについて

更新日：2025年7月17日

洪水ハザードマップ

このマップは愛西市に流れる木曾川と長良川(木曾川水系)、日光川と鎮内川、鯉江川(日光川水系)で洪水が発生した場合に、浸水が予想される地域と浸水深を表示しています。

(補足) このマップは、水防法第15条第3項の規定により、浸水想定区域内での避難行動に役立ててもらうために作成したものです。

洪水ハザードマップ

[木曾川水系\(ファイル名: floodhazardmap_kisoriver.pdf サイズ: 29.41MB\)](#)

[日光川水系\(ファイル名: floodhazardmap_nikkoriver.pdf サイズ: 6.46MB\)](#)

洪水ハザードマップの公表

愛西市に流れる木曾川水系と日光川水系で洪水が発生した場合に洪水が発生した場合に浸水が予想される地域と浸水深をHPを活用して地域住民に広く周知している。

洪水ハザードマップについて(愛西市webサイト)

<愛西市②>



農業用排水路整備の実施<南河田町>

農業用排水路において、現況の組立水路が田面より低く、排水量の増加により堤塘及び水路底の洗掘を起こしている。これを改修し、通水障害の解消を図る。